

「西宮市情報公開条例の一部改正（素案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

「西宮市情報公開条例の一部改正（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）について、ご意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

1. 意見募集結果概要

- 【意見募集期間】 令和4年（2022年）11月25日（金）
～令和4年（2022年）12月26日（月）
- 【意見提出者数】 3名
- 【意見提出件数】 8件

〈回答分類別〉

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	0件
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0件
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	5件
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	1件
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	2件
	合計	8件

2. ご意見の概要及び市の考え方について

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
1	全体	<p>公的情報は市民のものであり、隠したり改竄したりすることなく、市民の求めに応じて公開することが自治体の重要な任務である。情報公開請求によって「市の業務に支障が生じた」などと言うのは本末転倒である。</p>	1	<p>ご意見のとおり、公文書は「市民の共有財産」ともいふべきもので、公文書の公開請求は、条例に基づく市政に対する市民の権利であり、市においては、当然に条例に基づいた適正で真摯な対応が必要となります。</p> <p>一方で、各所管課で行っている通常業務も市民生活に関わるものが多く、公文書公開と同じく重要な業務でございます。大量な公文書公開請求等により、これら業務が停滞する等の支障が生じる場合に限り、補正や是正の勧告やその請求の拒否ができる旨を規定することが必要であると考えております。</p>	③
2	全体	<p>条例の目的から外れた情報公開請求にどのように対処すべきか検討すべきであるが、請求が大量かどうかは本質的な問題ではなく、直ちに「権利の濫用」とは言えない。目的に沿ったものであれば、大量であっても正当である。</p>	1	<p>ご意見のとおり、本条例の目的に即した請求であれば、対象の公文書が大量であることだけで、権利の濫用とするべきではないと考えております。</p> <p>一方で、対象公文書が大量である場合、公開に向けた準備を行う実施機関において、他の業務を停滞させてしまう等の支障が生じる可能性がございます。そういった場合に対応できるよう、合理的な時期に分けて請求すること等の補正又は是正を勧告することや、公開に向けた手続きに要する期間を確保するために決定期限の更なる延長を可能する内容を本改正（素案）に盛り込んでおります。</p>	③

3	全体	<p>公開請求をしたが、その後の対応を放置するような事例は確かに何らかの対処が必要になるだろう。何らかの時間切れルールを設けるとかすべきだろうが、これは当局・担当の判断で行ったとしても、その成否を審議会にはかるとか、異議申し立ての権利を保障するとかしなければならないだろう。</p>	1	<p>請求後の公開等の実施及び写しの受領の権利の失効等につきましては、公開等の決定処分がなされた後の必要な手続に協力いただけないケースに限っての対応となりますが、運用については、市民の権利の尊重を前提として、慎重に検討いたします。</p>	③
4	全体	<p>より多くの公的情報がネット検索できるようになれば、市当局の手間も省ける。そこで提案ですが、すべからくあらゆる情報をネット公開し、誰もが見られるようにしたらどうでしょう。</p>	1	<p>市といたしましても、「市民への説明責任」や「市民参加による開かれた市政の促進」といった本条例の目的の達成のため、ホームページ等での積極的な情報提供は重要であり、各所管課と協力しながらこれら情報提供の推進に取り組む必要があると考えております。</p> <p>しかしながら、すべからくあらゆる情報をホームページで公開することは、その事務量が膨大なものになることに加え、本条例が公文書公開請求において原則公開としながらも、非公開情報を定め、個人や法人等の利益を保護している趣旨に反する可能性があることから、その情報がホームページでの公開に適しているかどうかは、その情報の内容・性質を踏まえた個別の検討が必要であると考えております。</p>	⑤
5	全体	<p>情報保護法の成立により、行政機関が何事も隠そうとすることが可能な状況となり、市民が必要とする情報が隠蔽されてしまう状況となっている。</p> <p>せつかくの情報公開制度も、請求したところで黒塗り状態であり、意味がない。こういった無意味な情報公開がまかり通ることは残念である。</p>	1	<p>市においては、昭和62年に本条例を施行して以来、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を、公文書公開請求制度により保障しているところです。</p> <p>そして、本条例においては、公文書について公開を原則とするものの、その例外として、公開するこ</p>	③

				<p>とにより個人・法人の権利利益や公益を侵害する場 合に限って、非公開とすることとしております。</p> <p>市といたしましては、今後も、本条例に基づいて、 情報公開制度の適正な事務執行に努めてまいりま す。</p>	
6	全体	<p>反社会的な団体や個人等による悪質な公開請求は、請 求書の内容から判別できるはずであり、日常的に公開請 求を繰り返す団体や個人等も特定できるはずである。そ うした団体や個人等には、市役所の請求窓口のコピー用 紙費用や人件費が税金で賄われていることを明示し、予 めブロックすることや団体名や氏名の公表を検討するべ きである。</p>	1	<p>公文書の公開を請求する権利については、本条例 において、どなたであっても認めており、ご提案の 「請求を予めブロックすること」や「団体名等を公 表すること」は、本条例の趣旨から逸脱してしまう ため、制度化、運用を行うことはできないものと考え ております。</p>	④
7	全体	<p>行政側の失敗などを隠ぺいする目的での条例改正であ れば反対である。</p>	1	<p>本条例改正は、情報公開制度における権利の濫用 にあたる請求などを防止し、制度の円滑な運用及び 適正な事務執行、そして制度への信頼を確保するこ とを目的としており、失敗などを隠ぺいする目的で の改正ではございません。</p> <p>市といたしましては、今後も、本条例に基づいて、 適正で真摯な対応に努めてまいります。</p>	③
8	全体	<p>意見はありません。</p>	1	<p>今後も、本条例に基づいて、情報公開制度の適正 な事務執行に努めてまいります。</p>	⑤